2　特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1)　協定指針第二の二の3を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、「インドネシア人介護福祉士候補者が」とあるのは「特例インドネシア人介護福祉士候補者が」と、「受入れ機関」とあるのは「特例受入れ機関」と読み替えるものとする。

(2)　第一の三の3の責務にのっとり、3の介護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。

(3)　次のイからハまでに掲げる報告を適切に実施する機関により設立されたものであること。

イ　在留資格変更時報告

その雇用する者が法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けたときは、その旨及び3の介護研修改善計画を速やかに受入れ調整機関に報告すること。

ロ　定期報告

(i)　(1)の特例受入れ施設の要件の遵守状況及び4の雇用契約の要件の遵守状況について、平成二十五年一月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告すること。

(ii)　その雇用する各特例インドネシア人介護福祉士候補者の研修の実施状況について、平成二十四年十月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告すること。

ハ　随時報告

(i)　その雇用する特例インドネシア人介護福祉士候補者が死亡若しくは失踪した場合、又は当該特例インドネシア人介護福祉士候補者が出入国管理及び難民認定法第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに受入れ調整機関に報告すること。

(ii)　その雇用する特例インドネシア人介護福祉士候補者との雇用契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を受入れ調整機関に報告すること。

(iii)　その雇用する特例インドネシア人介護福祉士候補者の平成二十四年度介護福祉士試験の合否の結果を把握し、速やかに受入れ調整機関に報告すること。

(iv)　その雇用する特例インドネシア人介護福祉士候補者が帰国した場合には、帰国後、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告すること。

3　研修の要件

1の(1)の研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1)　研修内容は、各特例インドネシア人介護福祉士候補者の特性に応じて、平成二十四年度介護福祉士試験の合格を目指すために適切なものとし、特例インドネシア人介護福祉士候補者ごとに、これを実施するための介護研修改善計画が作成されていること。

(2)　(1)の介護研修改善計画は、平成二十三年度介護福祉士試験の時点における介護研修計画に対する評価を踏まえ、平成二十四年度介護福祉士試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものであること。

(3)　研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(4)　研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があって介護福祉士の資格を有する者とすること。

4　特例受入れ機関との雇用契約の要件

1の(1)の雇用契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第三　看護師及び介護福祉士の資格取得後の就労

一　インドネシア人看護師の就労

特例インドネシア人看護師候補者であった者が看護師の資格を取得した後の看護師としての就労に当たっての要件等は、協定指針第三の一による。

二　インドネシア人介護福祉士の就労

特例インドネシア人介護福祉士候補者であった者が介護福祉士の資格を取得した後の介護福祉士としての就労に当たっての要件等は、協定指針第三の二による。

第四　厚生労働省による確認

一　特例インドネシア人看護師候補者の要件の確認

平成二十年度に入国したインドネシア人看護師候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとする者又は平成二十一年度に入国したインドネシア人看護師候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとする者を受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の1の(1)のロ及びハ（同(2)において準用する場合を含む。）の要件、第二の一の2の(2)の要件並びに同3の(1)から(3)までの要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

二　特例インドネシア人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十年度に入国したインドネシア人介護福祉士候補者であって、法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとする者を受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)から(3)までの要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五の一中「特例インドネシア人看護師候補者」を「特例インドネシア人看護師候補者等」に改める。

第五の一の1の(1)中「第二の二の3の(1)から(3)まで」を「第二の一の2の(3)のイからハまで及び第二の二の2の(3)のイからハまで」に、「特例インドネシア人看護師候補者」を「特例インドネシア人看護師候補者等」に改める。

第五の一の2から4まで及び第五の二中「特例インドネシア人看護師候補者」を「特例インドネシア人看護師候補者等」に改める。

第六中「第二の二の3」を「第二の一の2の(3)及び第二の二の2の(3)」に、「特例インドネシア人看護師候補者」を「特例インドネシア人看護師候補者等」に改める。

○厚生労働省告示第百九十号

特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針

第一　総論

一　目的

この指針は、平成二十一年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者が、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成二十四年法務省告示第　　号。以下「法務省告示」という。）の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例フィリピン人看護師候補者の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、特例受入れ施設における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、もって平成二十四年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師試験」という。）の合格を目指す特例フィリピン人看護師候補者が看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。